



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役 CEO 原田 哲郎
(コード番号 4310 東証プライム)
問合せ先 執行役員 上村 敏弘
(TEL 03-5532-3200)

取締役向け株式交付型インセンティブ・プランの一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において2014年から導入（その後の継続および制度改定を含む。）した当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）（以下「取締役」という。）を対象とした、株式交付型インセンティブ・プラン（以下「本制度」という。）である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）の一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2022年6月17日開催予定の第22回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定の目的

- (1) 当社は、取締役の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。今般、当社のミッションである「社会を変える 事業を創る」の実現と企業価値の向上を同時に進めるとともに、継続成長モデルを確立させる構造改革を一層推進させ、株主の皆様のご期待に応えるとともに、取締役の企業価値の増大の貢献意識をより高めることを目的として、本制度の一部改定いたします。
- 今般の一部改定に伴い、取締役の報酬体系をより業績連動性の高い仕組みへ見直すことといたします。

2. 本制度の一部改定について

(1) 本制度の概要

当社は、取締役の退任後に、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）します。

本制度は、2023年3月末で終了する事業年度から2025年3月末で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、構造改革の取組状況および業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を取締役の退任後に行う制度です。

(2) 制度改定にかかる本株主総会決議

本株主総会において、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限、取締役に対して交付等が行われる当社株式等の上限およびその他必要な事項を決議します。なお、下記(4)イの信託期間の延長を行う場合は、取締役を対象とする報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けません。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中、新たに取締役にになった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

ア 本制度改定後の信託期間

2022年8月（予定）から2025年8月末（予定）までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

なお、対象期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長するとともに、翌3事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数（下記(5)に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式および取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中に、取締役には、構造改革の取組状況や業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役に、取締役退任時に、付与されていたポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じた当社株式等が交付等されます。

- (6) 本信託に拠出される信託金の上限額および取締役に対して交付等が行われる当社株式等の株数の上限

対象期間内に当社が、本信託に拠出される信託金の上限額および取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

本信託に拠出される信託金の上限額 400 百万円^{※1}

※1 信託金の上限額は、取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

信託期間中に取締役に対して交付等が行われる当社株式等の株数の上限 51 万株^{※2※3}

※2 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の株数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 信託期間中に取締役に対して交付等を行う当社株式等の株数の上限は、1 事業年度あたりの上限数である 17 万株に対象期間の年数である 3 を乗じた数 (51 万株) を上限とします。なお、上記 (4) イによる本信託の継続を行う場合は、対象期間における取得株式数は、かかる 1 事業年度あたりの上限数に対象期間の年数を乗じた数を上限とします。

- (7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記 (6) の本信託に拠出する信託金の合計上限額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社 (自己株式処分) からの取得を予定しています。

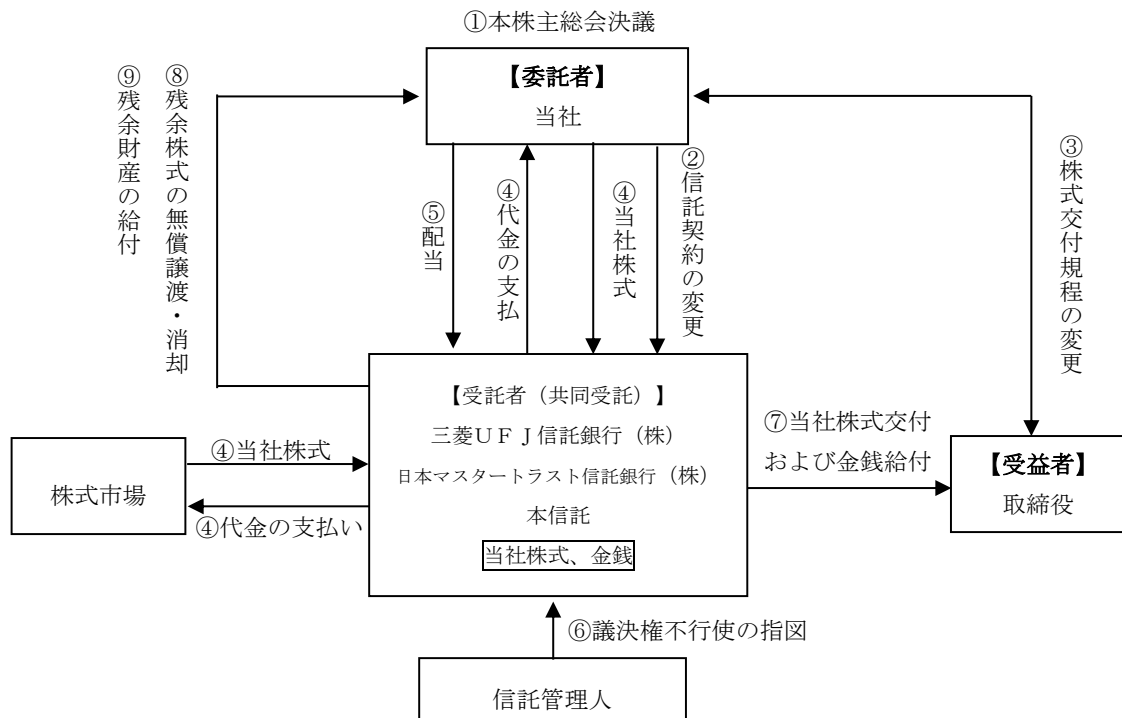
- (8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記 (3) の受益者要件を充足した取締役は、当社の取締役を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の相当する数の当社株式の交付を本信託から受け、納税資金確保の観点から信託契約の定めに従い、一部株式については、本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

- (9) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、配当基準日における取締役の累積ポイント数に応じて、1 ポイントあたり 1 株の配当額に相当する金額を留保し、上記 (8) により交付等が行われる当社株式等とともに取締役に給付されます。

3. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において、本制度の一部改定に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）の信託期間を変更します。
- ③当社は本制度の改定にあたり、株式交付規程を変更します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、②で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、構造改革の取組状況や業績目標の達成度等に応じて取締役に対し、一定のポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任時に累積したポイント数に相当する株数の当社株式の交付を受け、納税資金確保の観点から信託契約の定めに従い、一部株式については、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領し、あわせて本信託内の当社株式に関して支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

- ※ 本信託内の株式数が、信託期間中に各取締役について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 当社取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2014年7月31日（2022年8月に変更予定） |
| ⑧信託期間 | 2014年7月31日～2026年8月31日（2022年8月付の信託契約の変更により2025年8月31日まで変更予定） |
| ⑨信託金の上限額 | 400百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑩株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）より取得 |
| ⑪議決権行使 | 行使しない |
| ⑫帰属権利者 | 当社 |
| ⑬残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

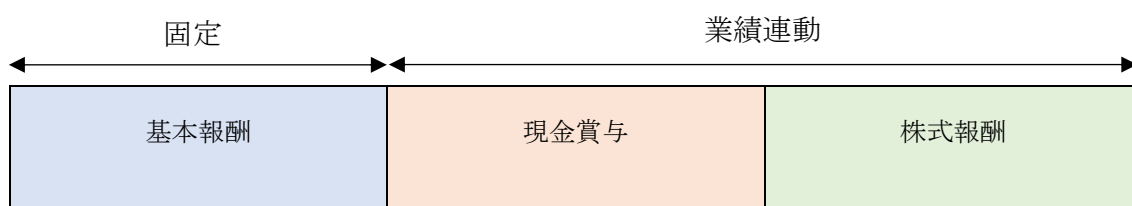
(ご参考)

2022年度以降の役員報酬体系

●役員報酬の基本方針

- ・ミッションと企業価値の同時実現および継続成長モデルの確立を目指す構造改革を推進していくための報酬体系とする。
- ・報酬水準は、有為な人材を獲得するため、競合業界と比較して競争力のあるものとし、当社従業員の報酬水準と同規模企業の報酬水準を勘案し決定する。

●代表取締役の報酬構成



当社代表取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績に応じて変動する「現金賞与」および「株式報酬」で構成します。各報酬の報酬構成比率は、1:1:1を目安に運用します。

●代表取締役の報酬制度の概要

1. 基本報酬

各取締役の役位や職責に応じて毎月金銭で支払われる報酬

2. 現金賞与

「短期」の業績連動報酬の位置づけであり、単年度の全社業績に基づき支払われる報酬

3. 株式報酬

「中長期」の業績連動報酬の位置づけであり、構造改革の取組状況およびビジネスプロセスの利益成長や株価等の全社業績に連動し、退任時に支払われる報酬

以上